

議第6号

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い改正しようとする。

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和53年高山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="252 450 341 483">附 則</p> <p data-bbox="204 506 778 591">（新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例）</p> <p data-bbox="169 613 778 1245">2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）</u>の患者を受け入れる病院、宿泊施設その他市長が必要と認める区域において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、別表に掲げる防疫等作業手当は支給しない。</p>	<p data-bbox="890 450 979 483">附 則</p> <p data-bbox="842 506 1417 591">（新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例）</p> <p data-bbox="807 613 1417 1301">2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）</u>の患者を受け入れる病院、宿泊施設その他市長が必要と認める区域において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、別表に掲げる防疫等作業手当は支給しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。